

令和5年度 包括外部監査意見に係る対応状況一覧

特定の事件(テーマ):委託契約に関する財務事務の執行について(これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む)

監査意見数	24項目
対応済数	15項目

(令和7年7月23日時点)

	担当課	意見の項目	意見の概要	対応の内容	対応状況	報告年度
1	契約課	随意契約に係るガイドライン	<p>現在、市の委託契約においては相当数の「単独随意契約」が実施されているが、委託契約マニュアル等においては、単独随意契約理由を記載すべきことを定めるのみで、その理由の説明水準に関する、具体的な指針、ガイドライン等の設定はない。結果として、個々の契約判断に係る理由の説明は、委託業務の所管所属の判断にゆだねている状況である。</p> <p>確かに、個別の委託契約において十分な単独随意契約理由を説明できている業務もあるが、必ずしも1者に絞る理由を説明付けられているとはみなせないケースや、継続的な業務において、将来的な競争性の確保への視点も含めて、単独随意契約を継続することの説明を行う視点が十分でないケースが見受けられる。</p> <p>委託契約は、その業務の種類や性質が多岐にわたり、随意契約理由の具体的記載内容までも画一的に定めるようなガイドラインを策定することは現実的ではない。しかしながら、一切の判断を所管所属に任せたまま、適切な理由説明ができるかどうかも疑問である。</p> <p>したがって、契約課は、すでにガイドラインを定めている他の政令指定都市の事例なども参考にし、市の説明責任強化に資する指針やガイドラインの策定を検討することが望まれる。</p>		未対応	
2	契約課	随意契約に係る公表	<p>現在、「入札情報等の公開に関する要綱」において、特に市独自の判断に基づいて適用する随意契約(2号随意契約、特に単独随意契約。)の理由については、公表することとして定められている。</p> <p>しかし、その具体的な方法は、執行課の窓口における書面の閲覧の方法とされており、より広くかつ簡便に情報伝達される手法であるホームページ公開に比べると公衆の閲覧可能性は極めて低く、結局のところ、随意契約としたこと及びその理由が、十分に庁外に周知されない蓋然性が高い。</p> <p>特に単独随意契約については、その理由の客観性や合理性が重要となるが、上述のとおり、随意契約の適用判断及びその説明に対する市としての指針(又はガイドライン)もなく、委託業務等業者選定委員会等においてその可否を検討しているといえども、これも極めてクローズな環境下での判断であることから、より客観的で合理的な理由をもって随意契約を適用しているという主張を第三者が検証する機会が乏しいと言わざるを得ない。そのため、ともすると実質的に形骸化した理由付けをもって、前例踏襲型の判断がまかり通ってしまいかねない状況があるといえる。</p> <p>したがって、随意契約の適用判断に関し、今以上に緊張感を持って庁外に対する説明責任を果たすべきという観点からは、現状の公表方法のみならず、より広く閲覧可能なホームページにおける公開を行うことが望まれる。したがって、契約課は、先行している他の政令指定都市の状況などを参考に、市としてどのような説明責任の表し方がより十分かつ適切であるかという点を検討し、契約結果等について可能な限りホームページでの公開を行うことを検討することが望まれる。</p>		未対応	
3	契約課	単独随意契約理由の記載箇所の不備の防止	<p>単独随意契約である理由を適正に説明すること及びより広範に公開することの必要性については、(2)①及び②で言及したとおりである。</p> <p>この点を踏まえた、さらなる拡充を図る観点からも、どのような書類にどのような記載方式をもってより適正な説明と広範な公開を進めていくか、ということは重要である。その観点からは、特に単独随意契約理由を適切な場所に記載させて、広く公開を進めていかなければならない。</p> <p>したがって、契約課は、現在の委託契約マニュアルの定めが十分に周知され、マニュアルに沿った運用がなされていることを担保すべきであり、通知することのみならず、定期的に各所管所属が適切な取り扱いができているかどうかを調査するなどのモニタリング機能を発揮することが望まれる。</p> <p>また、随意契約のガイドラインの策定や委託契約マニュアルの改訂を検討することで、形式面からもより単独随意契約に係る説明責任を強化できるような工夫を行うことが望まれる。</p>		未対応	
4	契約課	暴力団排除手続の不備の防止	<p>委託契約に当たって、必要な暴力団排除手続はすでに委託契約マニュアルにおいて記載されており、第一義的には各所属が適切にこの内容を理解して、徹底する必要がある。</p> <p>一方、当該手続は、委託契約のみならず再委託契約にも及び、多数の事業者との間で手続を実施することや複数の課にまたがって契約をしている事業者について、すでに市として手続が実施済みであるかどうかを確認する必要があるなど、手続として複雑なものとなっていると言わざるを得ない。</p> <p>したがって、契約課は、現在の委託契約マニュアルの定めが十分に周知されることのほか、各所属に十分に理解されているかどうかまでを担保すべきであり、通知することのみならず、定期的に各所管所属が適切な理解ができているかどうかを調査するなどのモニタリング機能を発揮することが望まれる。</p>	<p>暴力団排除手続について、暴力団排除に関する誓約書兼同意書の様式と暴力団排除条例の運用の手引を生活安全安心課が全庁に周知しています。委託契約に当たっての暴力団排除手続は、生活安全安心課が所管する暴力団排除条例に基づき、契約課において事務を行っています。契約課では、e-Net掲示板に掲載している「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」において、契約締結時に必要な書類として、暴力団排除に関する誓約書兼同意書を契約相手方から受領するように示しています。</p> <p>これに加え、令和6年度に実施した契約事務モニタリングにおいて、各所管所属が暴力団排除手続を適切に理解しているか確認するとともに、マニュアルの定めについて周知しました。</p>	対応済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査意見に係る対応状況一覧

特定の事件(テーマ):委託契約に関する財務事務の執行について(これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む)

監査意見数	24項目
対応済数	15項目

(令和7年7月23日時点)

	担当課	意見の項目	意見の概要	対応の内容	対応状況	報告年度
5	契約課	委託契約書の一般的事項の不備の防止	<p>今回の包括外部監査で不備が検出されることが多かった、再委託関係の条項や個人情報取り扱い関係の条項については、市の委託契約遂行上のリスクを低減する観点や、契約事務上の判断を効率化する観点からは、再委託や個人情報を扱う可能性があるかによって記載するかどうかを判断することが適さないものと考ええる。</p> <p>すなわち、これらの条項は市が実施する業務委託契約書の雛型において、契約上必ず設けるべき条項であると統一的に定めることが適当である。これにより、重要条項の漏れや誤りを防止し、各所属の事務上の判断の煩雑性を取り除くことにも資するとも考えられるため、全庁的な契約事務の安定化を図る上でも契約課を中心として、この取り扱いを検討することが望ましい。</p> <p>なお、業務委託契約書の雛型は法務部門である政策法務課、個人情報の保護に関する取扱仕様書の雛型は総務課が所管するなど、庁内で役割が分担されているのが現状である。</p> <p>したがって、契約課は、上記のような、再委託関係や個人情報取り扱い関係に係る業務委託契約書の文言に係る全庁的な取り扱いを明確にすることについて、契約事務に係る業務統括課としての立場において必要な部門間連携を適切に実施すべきであり、政策法務課や総務課などと十分に相談し、事務の有効性と効率性を再度検討することが望まれる。</p>		未対応	
6	契約課	契約事務から業務執行、検収に至るガイダンスの策定について	<p>市の委託契約マニュアルによれば、「総価契約以外は特別な発注方式であるため、安易に適用してはならない。」としている。しかし、これは必ずしもプロポーザル方式等を否定しているわけではない。むしろ、特にプロポーザル方式については、「企画競争による随意契約」として、価格競争以上にその成果物に対する品質確保が重要な場合や、特に委託業務であれば、庁内にはない外部の創造性や技術力、専門的知見など、民間活力による提案を重視したい業務であった場合には、より目的に適合する調達方式であると考ええる。</p> <p>ガイダンスの策定に当たって、例えば、「静岡市デジタル化推進プラン」のように、搭載している各種の施策にかかる調査検討やコンサルティングなどに対して、個々の委託業務の仕様や成果を画一的に定めることは、難易度が高いことが予想される。</p> <p>一方、その他の分野においてもプロポーザル方式が有効である調達が一定程度発生している現実を考えた際に、現在のマニュアルの定めがない部分をすべて、それぞれの所管所属の個別の判断や都度の契約課への相談に任せることは、契約事務の非効率を放置することや、相談がなかった場合の検討不足を防止することができず、適切ではないと考ええる。</p> <p>そのため、各所属の事業の目的に照らした適切な調達を支援し、より有効かつ効率的なプロポーザル方式の適用を目指す観点からは、契約課は、改めて他市での取り扱いなどを参考にして、委託業務におけるプロポーザル方式等について、委託契約マニュアル上の定めを拡充や別途のガイドラインや標準様式の策定などを検討することが望ましい。</p>	<p>事務マニュアルにおけるプロポーザル方式の記述では不十分との御意見を踏まえ、実施要領や各様式を含めた「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を令和6年11月に策定しました。</p>	対応済	令和6年度
7	契約課	契約事務上の有効な取組を全庁的に活用することの検討について	<p>委託業務の契約事務については、全庁的に委託契約マニュアルに従うことで、庁内の手続水準の統一化が図られているが、各所属の担当者レベルにおいては個別の作業の実施やその適切な引継の観点からさらなる工夫がなされている例が存在する。</p> <p>環境局の例で行けば、委託マニュアルで要求されている見積執行時の必要書類や、その後の契約書類等が一覧性をもってチェックできる仕組みとして「契約案件文書確認リスト」を設けているわけであるが、これらの書類や関連する手続きは全庁的にある程度共通化されているものである。そのため、当該リストは他の所属においても十分に活用しうるものと考えられ、個別の所属のみ留めておくのではなく、委託契約マニュアルに付随するツールとするなどして、全庁的な活用やさらなる拡充、事務の共通化を図るきっかけにすることが望まれるものである。</p> <p>したがって、契約課は契約事務に係る業務統括課として、このような個別の所属が行っている取組や工夫について、全庁的な観点から他にも該当するものがあるかどうかを調査するなどして拾い上げ、活用の可能性を検討することが望まれる。</p>		未対応	
8	財政課	契約形式の在り方について	<p>本件委託業務は、総務大臣通知において求められる財務書類の作成という継続的な制度対応に係る業務であり、すでに県内の実績事業者を適切に把握できる環境にある。また、業務の特性を踏まえても、十分な技能を有した事業者から広く一般に応札を求め、可能な限り公正な価格形成を図るべきものと考ええる。そのため、指名競争に準じた競争見積による随意契約ではなく、業者登録制度を適用した一般競争入札制度の対象に切り替えていくべきものと考ええる。したがって、財政課においてはこの点も踏まえた慎重な検討を行うことが望まれる。</p>	<p>当該業務については、令和7年度から、財政状況をより精緻に分析・評価するため、分析手法を評価対象としたプロポーザル方式での入札を実施予定です。</p> <p>契約形式としては引き続き随意契約となりますが、指名型ではなく公募型とすることで、一般競争入札と同様、不特定多数の参加者による公正な競争をもって契約対象者を決定します。</p>	対応済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査意見に係る対応状況一覧

特定の事件(テーマ):委託契約に関する財務事務の執行について(これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む)

監査意見数	24項目
対応済数	15項目

(令和7年7月23日時点)

	担当課	意見の項目	意見の概要	対応の内容	対応状況	報告年度
9	財政課	業務の本質的目的、有効活用に向けた検討について	<p>本件委託業務の目的は、事業の概要に記載のとおりであるが、現状は総務大臣通知において求められている「財務書類の作成」のみに留まっている。すなわち、「行政コストの検証・実施」であれば、作成した行政コスト計算書を通じて、行政コストの分析、検証などを行い、市政運営に活用する、といったことが期待されるが、実際には未だ具体的なアクションにまではつながっているとは言い難い状況である。</p> <p>これについては、全国的に公会計の活用が課題認識されて久しい。例えば、公共施設別の行政コスト計算書があるのであれば、これを市内の施設間比較や他都市との比較などを通じた運営効率の検討に利用するなど、一定の目標設定や事業評価指標の設定が求められるが、現状は課の担当がそのような認識を持つものの、具体的な取組の水準で検討会等が稼働している状況にはない。</p> <p>これについては、静岡市のみ課題ではないものの、将来に向けて具体的なアクションや評価につなげていくための目標設定から始めることが望まれる。</p>	<p>当該業務については、第4次行政改革前期実施計画において、令和6年度から類似施設間でのコスト比較分析、令和7年度から他都市間での比較分析の実施を計画しています。さらに、令和7年度からは分析手法を評価対象としたプロポーザル方式での入札を実施予定で、財政状況をより精緻に分析・評価できるよう取り組みを進めているところです。</p> <p>今後は、国の動向を注視しつつ、これらの分析結果を施設運営の効率化検討や市政運営への活用等の、具体的なアクションや評価につなげていくための目標設定等を検討していきます。</p>	対応済	令和6年度
10	財政課	事業者選定条件の適切性について	<p>ふるさと寄附金制度の返礼品提供開始初期には、確かにポータルサイトの運営事業者も、それらのサイト及び関連業務の一括運営が可能な事業者も限定的であり、上記のような理由が成り立つ状況であったことは、予想ができる。しかしながら、地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約中でも特に単独随意契約は特に例外的な業者選定方法であり、やむを得ない場合に限り適用すべき方法である。</p> <p>事業開始時点では、単独随意契約をせざるを得ない状況が十分に説明できるのであれば、これまでの単独随意契約は否定されるべきものではない。しかし、ふるさと寄附金制度については、外部環境の変化によって新たな事業者の参入が進んでいることは明白であり、従来単独随意契約が妥当とされてきた業務であっても、競争性を持たせた業者選定方法に、「適時に」切り替えていく必要がある。</p> <p>また、本件委託業務のように、市の求める業務要件(ふるさと納税サイト導入基準)というものがある場合には、これらの確保を重視する業者選定方法(プロポーザル方式など)が合致する可能性もある。</p> <p>したがって、財政課は、業者選定に当たって、毎年度、本当に単独随意契約とせざるを得ない状況かどうかを正確に情報収集、確認し、単独随意契約を行う理由について自らが十分に検証を行ったうえで、単独随意契約理由に明記する必要がある。そのうえで、「適時に」競争性を確保することや、より目的適合性の高い選定方式に移行するように検討することが望まれる。</p>		未対応	

令和5年度 包括外部監査意見に係る対応状況一覧

特定の事件(テーマ):委託契約に関する財務事務の執行について(これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む)

監査意見数	24項目
対応済数	15項目

(令和7年7月23日時点)

	担当課	意見の項目	意見の概要	対応の内容	対応状況	報告年度
11	財政課	単独随意契約の理由の記載箇所について	<p>本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、委託契約マニュアルに基づく、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で監査委員の指導事項となっている。</p> <p>今回の包括外部監査の実施時点では、当該事項への措置として、「見積結果表」への単独随意契約理由の記載が事後的になされていた。財政課においては、今後も同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨に鑑みて、単独随意契約理由を適切な箇所に記載することが求められる。</p>	<p>今回の御意見を踏まえて、今後作成する令和7年度の委託契約に関する事務の進捗管理表については、「見積結果表」への単独随意契約の理由記載に関するチェック項目を設けることとしました。</p> <p>今後も引き続き係内で共有することで、複数人で進捗管理を実施します。</p>	対応済	令和6年度
12	財政課	「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について	<p>委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切であることから、令和4年度定期監査における指導事項となっている。</p> <p>今回の包括外部監査の実施時点では、当該事項への措置として、新年度の委託契約に関する事務の進捗管理表を作成し、係内で共有することで、複数人で進捗管理を実施できるように改善され、未提出だった暴力団排除に関する誓約書兼同意書については、契約課に提出し、適正に処理していた。財政課においては、今後も同マニュアルが所定の手続を求めた趣旨に鑑みて、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手と契約課への提出を徹底することが求められる。</p>	<p>今回の御意見を踏まえて、今後作成する令和7年度の委託契約に関する事務の進捗管理表については、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手と契約課への提出に関するチェック項目を設けることとしました。</p> <p>今後も引き続き係内で共有することで、複数人で進捗管理を実施します。</p>	対応済	令和6年度
13	公営競技事務所	個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について	<p>個人情報の保護に関しては、開示や使用のみならず、適正な管理、収集の制限、複写及び複製の禁止、資料等の返還、事故発生時における報告等の複合的な要件を定めておくことが求められる。したがって、公営競技事務所は単独で個人情報保護に係る条項や個人情報の保護に関する取扱仕様書等の省略を判断すべきではないと考える。この点、市の契約手続全般については契約課、契約書の標準的な雛型の内容を変更等の法務的な判断を要する場合には政策法務課、個人情報の保護に関する取扱仕様書は総務課といったように、実務上、それぞれの見解の相談を行うことが求められる。</p> <p>そのため、公営競技事務所は、市の標準的な雛型以外の契約書等を用いる場合には、適切な部門に相談を経たうえで、契約書等の作成を行うことが望まれる。</p>	<p>当該業務においては、関係部門に相談を経ないまま、独断により、市の標準的な雛型以外の契約書を用いていたことから、令和6年度の業務に係る契約を締結するに当たっては、政策法務課及び総務課へ相談したうえで、契約書を作成しました。</p> <p>今回の御意見を踏まえて、市の標準的な雛型以外の契約書を用いる場合には、適切な部門に相談を経たうえで、契約書の作成を行います。</p>	対応済	令和6年度
14	公営競技事務所	事業者選定条件の適切性について	<p>地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約の中でも単独随意契約は特に例外的な業者選定方法であり、やむを得ず単独随意契約をせざるを得ない場合に限り適用すべき方法である。</p> <p>現時点では、経済産業大臣に指定された競技実施法人が2者いる状況であっても、市が求める条件に合致できるのは1者だけであることは明確であるから、本件委託業務の単独随意契約は妥当であると考え。しかし、外部環境の変化によって新たな事業者の参入及び市の求める業務要件の確保がなされた際には、従来単独随意契約が妥当とされてきた業務であっても、競争性を持たせた業者選定方法に、「適時に」切り替えていく必要がある。</p> <p>したがって、公営競技事務所は、業者選定に当たって、毎年度、本当に単独随意契約とせざるを得ない状況かどうかを正確に情報収集、確認し、単独随意契約を行う理由について自らが十分に検証を行ったうえで、単独随意契約理由に明記する必要がある。そのうえで、「適時に」競争性の確保に移行すべく検討することが望まれる。</p>	<p>当該業務においては、現時点では、市が求める業務要件に合致できるのは1者だけであることが明確であるため、単独随意契約をしています。</p> <p>今回の御意見を踏まえて、業者選定に当たって、新たな事業者の参入及び市の求める業務要件の確保がなされた際には、競争性を持たせた業者選定方法に切り替えていく必要があるため、毎年度、単独随意契約をせざるを得ない状況かを十分に検証を行っていきます。</p>	対応済	令和6年度
15	公営競技事務所	個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について	<p>個人情報の保護に関しては、開示や使用のみならず、適正な管理、収集の制限、複写及び複製の禁止、資料等の返還、事故発生時における報告等の複合的な要件を定めておくことが求められる。したがって、公営競技事務所は単独で個人情報保護に係る条項や個人情報の保護に関する取扱仕様書等の省略を判断すべきではないと考える。この点、市の契約手続全般については契約課、契約書の標準的な雛型の内容を変更等の法務的な判断を要する場合には政策法務課、個人情報の保護に関する取扱仕様書は総務課といったように、実務上、それぞれの見解の相談を行うことが求められる。</p> <p>そのため、公営競技事務所は、市の標準的な雛型以外の契約書等を用いる場合には、適切な部門に相談を経たうえで、契約書等の作成を行うことが望まれる。</p>	<p>当該業務においては、関係部門に相談を経ないまま、独断により、市の標準的な雛型以外の契約書を用いていたことから、令和6年度の業務に係る契約の締結するに当たっては、政策法務課及び総務課へ相談したうえで、契約書を作成しました。</p> <p>今回の御意見を踏まえて、市の標準的な雛型以外の契約書を用いる場合には、適切な部門に相談を経たうえで、契約書の作成を行います。</p>	対応済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査意見に係る対応状況一覧

特定の事件(テーマ):委託契約に関する財務事務の執行について(これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む)

監査意見数	24項目
対応済数	15項目

(令和7年7月23日時点)

	担当課	意見の項目	意見の概要	対応の内容	対応状況	報告年度
16	公営競技事務所	単独随意契約の理由及び市と事業団の関係について	<p>静岡競輪公営競技弘済事業団は、その設立意図及び収支から、静岡競輪選手宿泊施設から独立した収益事業はなく、実質的に市からの委託料によって存立している。</p> <p>また、事業団を管理運営する役員はいずれも市の退職者であり、いわゆるOBの再就職となっているが、これらの役員は、本件委託業務の適切な執行のみならず、最少の経費で最大の効果を挙げようとする効率的な運営を確保する必要がある。</p> <p>したがって、公営競技事務所は、当該事業団に単独随意契約をもって業務委託するに当たっては、積算の見直しとともに、委託業務の目的に照らした業務実態が確保されているかどうかや、委託料の相当性を検討すること、また、事業団の監事としての立場からも定期的に業務執行、管理監督体制の確認、検証を行うことが望まれる。</p>		未対応	
17	歴史文化課	委託業務に関する事務事業事故の発生と再発防止策について	<p>建設事業については、法令に基づく手続が多岐にわたる一方で、少しの解釈や判断の誤りがそのまま手続の誤り、遅延、漏れなどの不適切な事務処理につながりかねない要素を含んでおり、適切な事務事業の執行やそれを支える有効な内部統制の整備及び運用が重要である。</p> <p>この点、当該事故については原因分析のとおり、施工業者による誤認や、監理業者たる設計事務所、歴史文化課及び施工業者がそれぞれの思い込みによって生じたと考えられるが、現時点において、事故への反省から、関係法令に関するチェックリストを作成・可視化して、設計事務所及び歴史文化課で確認するように内部統制を整備し、再発防止策としている。</p> <p>しかしながら、再発防止策の実効性を担保するためには、内部統制は整備のみにとどまらず、継続的かつ有効に機能させなければ意味がないことから、形骸化せずに有効に運用されていることを確かめるため、策定した再発防止策の全体やその中で用いる関係法令に関するチェックリストといったツールの利用状況等を確認するといった、継続的な点検、検証等を行うことが望まれる。</p>	<p>今回御意見をいただいた当該事業については、事務事業事故の発生後、再発防止策を徹底し継続的に取り組むことで、その後は事故等なく令和4年6月27日に終了しました。</p> <p>現在、同様の建設事業の予定はありませんが、いただいた御意見は他の事業においても参考とさせていただきます。</p>	対応済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査意見に係る対応状況一覧

特定の事件(テーマ):委託契約に関する財務事務の執行について(これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む)

監査意見数	24項目
対応済数	15項目

(令和7年7月23日時点)

	担当課	意見の項目	意見の概要	対応の内容	対応状況	報告年度
18	収集業務課	事業譲渡承諾書における社名表記について	今回の事業譲渡はあくまでグループ会社間での取引(いずれも西日本電信電話株式会社の100%子会社)となるため、実質的な変更は伴わないと考えられるが、事業譲渡による委託先変更というイレギュラーな事象については、形式的な書類対応についても十分に留意する必要がある。 そのため、事業譲渡先の名称についてもダブルチェック等十分な確認を取ったうえで、正式な名称を記載すべきであると考えられる。	今回、御意見をいただいた当該事業については、委託業務期間が令和5年3月31日までのため是正することができませんでしたが、「令和6年度リスク分析及び対応等のチェックリスト(リスクチェックシート)」に基づき、発送前に複数職員による確認を徹底することとしました。 今回の御意見を踏まえて、複数職員による確認の徹底と「リスク分析及び対応等のチェックリスト(リスクチェックシート)」等の定期的な確認・注意喚起を行うことで、再発防止に努めていきます。	対応済	令和6年度
19	収集業務課	課独自のチェックリストの活用について	見積執行関係書類、契約関係書類は全庁的にある程度共通しており、上記のようなチェックリストは他局でも活用できる資料であると考えられる。そのため、全庁的に展開することも有用なので、課独自の資料にとどめるのではなく、契約課など契約に関する全庁的な共通事務の統括を行う業務統括課に共有し、全庁的な標準マニュアルに付随するツールとして組み込むといった提案を行う等の取組を実施することが望まれる。	今回の御意見を踏まえて、契約事務において不備を発生させないようなチェック体制を維持するため、課独自のチェックリストを引き続き活用していくとともに、契約に関する全庁的な共通事務を所管する契約課に、当該が使用しているチェックリストについて情報共有し、全庁的な標準マニュアルに付随するツールとしての展開の提案を行いました。	対応済	令和6年度
20	BX推進課 (令和5年度の所管課は海洋文化都市政策課)	予定価格決定に係る参考見積の徴取について	実績上位企業から見積参加者を選定して見積執行を行う場合、同種の事業では概ね同じ事業者が選定されることになる。現状、参考見積の段階で各企業がほぼ同一の参考見積を提出している状況を勘案すると、このままでは類似する委託業務でも、実績上位の企業間でこれに係る相場感が醸成され、委託料について競争原理が十分に働かないことも懸念される。 そのため、予定価格の積算及び見積参加者の選定を実施するに当たって、実績上位企業以外からも参考見積を徴取し、見積内容の精査や比較をする等、工夫をすることが望まれる。	予定価格の決定に当たっては、設計と実務に乖離が生じないよう、過去の同種業務実績を考慮して、実績上位企業からの参考見積を徴取してきましたが、今後は、御意見のとおり、競争原理の観点から、見積内容の比較等をするため、実績上位企業以外からも参考見積を徴取することとし、各係においても徹底するよう課内周知を行いました。	対応済	令和6年度
21	中山間地振興課	データ活用を含めた効果的な事業運営について	本件委託業務については、参加者が想定よりも少なかったことが課題となっている。今後の事業の参加者を増やすのであれば、参加者数の伸び悩みの原因把握を含め、事業内容の十分な振り返りを通じて、より事業の有効性や効率性を高める施策の検討を行う必要がある。 具体的な施策としては、本件委託業務を単なるスタンプラリーイベントの設定と実施と捉えるのみではなく、委託事業者が収集した人流データやアクセス情報等により、どのような方々が参加し、オクシズのどのような点に関心を寄せているか、又は、どのような点に不満があるのかを分析することが期待される。一方で、現状の情報利用は、景品の発送及び参加人数などを事業の結果を測るためのデータとして用いることにとどまっている。本件委託業務の内容はスタンプラリーの実施と応募景品の提供であるが、オクシズ地域への観光客・地産品の顧客を増やすことが最終的な目的である。最終的な目的の達成という観点からは、スタンプラリーの参加者から得られる情報をより詳細に解析することで、オクシズ地域の魅力を知ってもらうための効果的なプロモーションを実施することが重要である。 したがって、中山間地振興課は、今後、類似の事業を実施するに当たって、地域振興の目的に必要な範囲を明確にしたうえで、個人情報の保護に関する法律に定められる利用目的を拡大すべきかどうかを判断すべきである。そのうえで、個人情報保護に関する細心の注意を確保しつつ、収集した情報の活用を通じて、オクシズ関連施策の高度化及びより効果的なプロモーションを図ることが望まれる。	今回の御意見については、当該事業の実施にあたっての個人情報の収集においては、地域振興の目的に必要な範囲を明確にしたうえで、個人情報の保護に関する法律に定められる利用目的を拡大すべきかどうかを判断すべきであるとのことでしたが、当該事業については、コロナ禍における中山間地域への誘客の回復を目的とした事業で、今後実施する予定はありません。 しかしながら、同様の事業を実施する場合や所管施設等の利用者アンケート等においては、指摘内容を踏まえ、個人情報の収集に際しては地域振興の目的に必要な範囲を明確にし、収集した個人情報をその後のプロモーション等に活かす等、効果的に活用していくことで、オクシズ地域の施策の高度化及び効果的な情報発信を図っていくこととしました。	対応済	令和6年度
22	学校給食課	積算根拠の在り方について(積算内容の説明強化)	また、諸経費や業務原価に採用するパーセンテージやパーセンテージを乗じる基準金額自体が積算根拠として明瞭ではなく、現時点において積算の妥当性が十分に説明できているとは言い難い。そのため、参考見積の入手時に、事業者から内訳の個別具体的な内容及び参照する基準等についても、詳細に聴取するなどして把握したうえで、積算金額が適切であると判断した根拠を積算資料において示して説明責任を果たすことが望ましい。		未対応	

令和5年度 包括外部監査意見に係る対応状況一覧

特定の事件(テーマ):委託契約に関する財務事務の執行について(これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む)

監査意見数	24項目
対応済数	15項目

(令和7年7月23日時点)

	担当課	意見の項目	意見の概要	対応の内容	対応状況	報告年度
23	学校給食課	指標を参照した委託料(給食運営費相当分)の改定方法について	<p>本件委託業務では、事業期間中の物価変動に対応して委託料を改定する指標が「消費税を除く企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス・確報値」の単一指標のみである。</p> <p>例えば、令和4年度の電気代・ガス代に係る指標は、企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービスよりも大きく上昇したが、現状は上記単一指標を参照して委託料が改定されるため、光熱費に係る費用の一部は委託料に反映できない。そのため、昨今の物価高等、急な経済情勢の変化が生じた場合、受託者側で発生する費用のうち、現行の単一指標との連動が十分でないものについては、委託料への転嫁ができないこととなり、受託者によるサービスの継続に支障をきたすおそれがある。</p> <p>この点、PFI事業の契約は長期に及ぶことから、契約期間中に受託業者がより安定した業務遂行が可能となるよう、契約上配慮すべきである。</p> <p>したがって、今後、PFI法を活用するなど、同様のスキームで業務委託を行う場合は、委託事業者の費用の内訳を分析し、全体に占める比率の大きい費用や、外部の経済環境の変化に起因して変動幅の大きい費用については、静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業で行っているように委託料の改定のために参照する指標をより細分化することが望ましい。</p> <p>また、現状は指標を参照した委託料金の改定のタイミングが実質1年に1回だが、指標が急激に変動するようなケースが生じた場合に対応し、受託業者による安定した業務遂行を確保するため、期中の指標の増減に一定の目安を設けて、目安となる数値を超過した場合、適宜に価格改定を協議できる旨の条項を契約書上で明記することが望ましい。</p>	<p>御意見の趣旨としては、社会経済情勢の変化に伴う費用の変動については、受託業者に過多の費用負担がかかり事業継続が困難となることがないよう、契約時において配慮することであると考えますが、光熱水費については、平成26年度、令和2年度、令和5年度に基本料金の価格改定が行われたことから、PFI事業者に支払う光熱水費を改定しています。</p> <p>また、昨今の資材価格の高騰などの状況を踏まえ、本件と類似する門屋学校給食センターに係る委託業務をPFI手法により整備する際には、外部環境に左右される事業費については、改定のために参照する指標を設定し、目安となる数値を超過した場合、適宜価格改定を協議できる旨の条項を契約書に明記しました。</p>	対応済	令和6年度
24	学校給食課	委託料(給食運営費相当分)の固定料金の改定について	<p>本件委託業務の契約書上では、業務の縮小に伴う料金改定については明記されていない。しかし、PFI事業の契約は長期に及ぶことから、学校の統廃合で提供対象校の数が減少した場合などには、提供業務の規模の縮小に伴って、当初の固定料金が過大となる懸念がある。</p> <p>この点、本件委託業務開始以降に対象校の統廃合は生じておらず、また、令和4年度の提供対象者数は契約時に想定していた8,000人を超えていることから、結果的に現時点で過大な支払いが生じていないと考えられる。</p> <p>一方で、生徒数の推移が示すとおり、平成21年度から平成25年度までの間における生徒数は微減と予測していたが、実際は平成25年度の実績で当初の予測を400名弱下回っている。その後も生徒数の減少が続き、平成21年度予測と令和4年度の実績を比較すると、1,200名超少なくなっていることから、PFI公募実施時に想定していた以上のペースで生徒数の減少が進んだものと考えられる。</p> <p>この点、PFI公募実施時において出生率等の推移により生徒数の減少については予測が可能であり、その段階で対象校の統廃合が決まっていなかったとしても、将来的な統廃合の可能性を考慮し、固定料金の見直しについて契約上配慮すべきである。</p> <p>したがって、今後、同様のスキームで業務委託を行う場合、生徒数のトレンド分析等を精緻に実施したうえで、サービス提供量の変動に応じた固定料金の見直しについて、契約書上で明記することが望ましい。</p>		未対応	